

よくあるお問合せについて

Q1. 資格確認書はいつごろ交付されますか。

A1. 共済組合が資格取得届等を受け付けてからおおむね2週間以内を目安として交付手続きを行い所属所へ送付していますが、年度当初は非常に多くの申請があることから相当の時間を要します。

また、古い様式の資格取得届等を使用している場合や提出書類に不備がある場合は更に時間を要しますので、書類を提出する際には、必ず最新の様式を使用し、記入内容等の誤りや添付書類の不備等がないか確認してから提出してください。

なお、交付時期等に関する問合せについては、交付手続きの遅延につながる恐れがありますので、なるべくお控えいただきますよう、ご協力をお願いします。

※ 所属所への送付は、所属所長あての封筒で通知文と併せて郵送での発送となります。

Q2. 資格取得届等を提出してから、マイナンバーカードを保険証として利用できるようになるまでの期間はどれくらいですか。

A2. 通常は、共済組合が資格取得届等を受け付けてから、マイナンバーカードを保険証として利用できる状態になるまでの目安を、約10～20日(週休日等を除く。)としています。年度当初は非常に多くの申請があることから相当の時間を要します。

また、古い様式の資格取得届等を使用している場合や提出書類に不備がある場合は更に時間を要しますので、書類を提出する際には、必ず最新の様式を使用し、記入内容等の誤りや添付書類の不備等がないか確認してから提出してください。また、資格取得届等に記載の住所が、住民票の表記と異なる場合も処理に時間を要しますので、必ず住民票の表記どおりに記入するようにしてください。

【参考】

マイナンバーカードを保険証として利用できるようになっているかどうかは、以下の方法で確認できます。

- ・ マイナポータルにログインし、ホームタブ内「証明書」エリアの「健康保険証」ページから確認する。
- ・ 共済組合から届いた資格情報のお知らせで確認する。

※ 加入者情報等登録完了後、共済組合から資格情報のお知らせを送付します。このお知らせが届いた方は、マイナンバーカードを保険証として利用できます。

ただし、お知らせが届く前であってもマイナポータルで最新の資格情報が確認できる場合は、マイナンバーカードを保険証として利用できますので、医療機関等を受診する前にマイナポータルで自身の情報を確認してください。

Q3. 添付書類を揃えるまでに時間がかかるため、資格取得届だけ先に提出してもよいですか。

A3. 必ず、添付書類まで全て揃った段階で提出してください(資格取得届と添付書類がそれぞれ届いた場合、書類の特定に時間を要し、資格取得等の処理遅延につながる恐れがあります。)

【2ページ目に続く】

Q 4. 組合員の資格取得手続書類と被扶養者の認定手続書類を同時に提出しましたが、組合員の資格確認書のみが所属所へ届きました。被扶養者の資格確認書はいつ届きますか。

A 4. 組合員の資格取得手続が完了していないと被扶養者の資格確認書の発行ができないため、被扶養者の資格確認書は組合員の資格確認書よりも遅くなります。組合員の資格確認書交付後、不備がなければ1週間以内には交付できる見込みです。

※ 再任用職員(フルタイム)や非常勤職員に係る被扶養者の認定は、給与条例上の扶養親族ではないため、特別認定の手続となりますので注意してください。

Q 5. 資格確認書や資格情報のお知らせが交付されましたが、氏名の漢字が違います。どうすればいいですか。

A 5. 資格取得時の提出書類の記入等が誤っていた場合は、記載事項変更の手続をしてください。それ以外の場合については、共済組合で確認しますので、ご連絡ください。

※ 資格確認書や資格情報のお知らせは提出書類をもとに交付手続を行っています。記入の際は、はっきりと丁寧な字で記入してください。また、類似した漢字が存在するものについては、部首等に誤りがないか注意してください。データ入力により書類を作成している場合は、変換ミスに注意してください。

※ 氏名・性別・生年月日・基礎年金番号に誤りがあると、組合員の場合、日本年金機構から基礎年金番号が新規に付番されてしまいます。被扶養配偶者の場合も第3号被保険者関係の手続に時間を要する等の事例につながるため注意してください。

Q 6. 資格取得手続中に医療機関等を受診したいのですが、どうすればよいですか。

A 6. 必ず医療機関等へ資格取得の手続中であることを伝えてください。

全額自己負担となった場合は、後日、共済組合へ療養費の請求ができますので、受診した医療機関等から「診療報酬明細書(レセプト)※」及び「領収書」を受け取ってください(療養費の請求方法については、「共済のしおり」をご確認ください。)

また、公立学校共済組合では資格証明書等は発行していませんので、速やかに資格取得の手続を行ってください。

なお、資格取得前に加入していた健康保険の資格確認書等を使用して医療機関等を受診した場合や資格取得手続中であることを医療機関等に伝えずに受診した場合、資格取得前に加入していた健康保険者から医療費の返納を求められる場合がありますので、ご注意ください。

※ 「診療報酬明細書(レセプト)」は、領収証等と一緒に発行される「診療(内容)明細書」や「領収明細書」とは異なりますので、ご注意ください。

Q 7. 臨時的任用職員で任用に空白期間が生じる者についてどんな手続が必要ですか。

A 7. 任用期間に空白期間が生じる場合であっても、任命権者と職員との間で事実上の任用関係が継続していると任命権者が判断する場合は、任命権者が当支部に申立書を提出することにより、組合員資格も引き続くものとして取り扱うこととなりますので、資格喪失及び資格取得の手続は不要です。継続するか否かの判断は任命権者へご確認ください。

【3ページ目に続く】

(別紙5)

Q8. 一般組合員の資格取得手続書類のうち、「年金加入期間等報告書」の提出が遅くなりそうです。その他の書類を先に共済組合へ送付することで資格確認書の交付を受けることはできますか。

A8. 一般組合員の資格取得手続は、厚生年金への加入手続も兼ねているため、過去の年金加入期間の確認を行わなければ、資格取得の手続を進めることができません。「年金加入期間等報告書」が揃ってから共済組合へ提出してください（「年金加入期間等報告書」の提出については、別表1（注4）を参照してください。）。

Q9. 資格取得や被扶養者の認定の際は、「組合員等住所変更届」や「個人番号申告書」の提出は必要ですか。

A9. 「組合員等住所変更届」については提出不要ですが、「個人番号申告書」については、必ず提出が必要です。「個人番号申告書」の提出がない場合、手続に時間を要する場合がありますので、忘れずに提出してください。

なお、一般組合員から短期組合員(短期組合員から一般組合員)へ種別変更となる場合等は、組合員資格が引き続いており、当初の資格取得時点で個人番号を既に取得していることから、「個人番号申告書」の提出は不要です。

Q10. 公務員共済年金の受給権者です。一般組合員資格を再取得するにあたり「年金受給権者再就職届書」の提出が必要ですが、様式はどこから取得できますか。

A10. 公立学校共済組合の年金受給者の方は、公立学校共済組合のホームページ（※鹿児島支部のホームページではありません。）からダウンロードできます。

★公立学校共済組合ホームページ→「年金受給者・年金待機者手続用紙ダウンロード」のページから取得してください。

公立学校共済組合以外の公務員共済組合からの年金受給者の方は、ご自身の加入していた公務員共済組合に確認してください。（ホームページに掲載している共済組合もあるようです。）

Q11. 新たに被扶養者として認定する配偶者が62歳です。国民年金第3号被保険者関係届は必要ですか。

A11. 20歳未満及び60歳以上の被扶養配偶者については提出不要です。